

高齢者を狙う 訪問販売



Q 5日前に高齢の母のところに「布団の無料点検にきました」と業者が来訪し、点検後「カビが発生して体に悪いですよ」と言われ、60万円の羽毛布団を契約しました。その時に、今まで使用していた布団は業者が持ち帰ってしまいました。よく考えてみると高額であり、支払いができません。布団は使用していますが、クーリング・オフはできるでしょうか。

A 訪問販売で布団を購入した場合、契約書を受け取って8日以内であれば理由にかかわらず無条件でクーリング・オフができます。

布団は使用していてもそのまま返品できます。お金を支払っている場合は返金してもらえます。

また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまった場合は、販売方法などに問題が無かったかどうか個別に検討し、業者と解約交渉をしていくことになります。

近年、高齢者被害が増加しており、どう防ぐかは大きな課題です。被害に遭わないためのアドバイスとして

- ・ 無料点検と言われても、すぐに玄関を開けない
- ・ 業者の説明をうのみにせず、家族や身近な人に相談する
- ・ 契約は一人でしない、すぐにしない
- ・ 契約してしまってもあきらめないうで、クーリング・オフの利用を
また、高齢者の身近にいる周囲の人たちで、見慣れない人の出入りはないかなど見守っていくことが大切です。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

過剰包装を断ろう

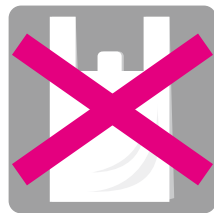
一人が1年間で使用する買い物袋(レジ袋)は、なんと230枚。普段の買い物の際には、小さく折りたためるバッグを常に携帯しておけば、買い物袋は不要になります。プラスチックのトレーなども極力避けて、無駄な包装を持ち帰らないように心掛けましょう。

スーパーの一部では、買い物袋が不要であることを示すカードが用意されています。コンビニでも、購入した商品が少なければ、買い物袋が必要か聞かれることがあります。

最近では、日本の伝統文化であった風呂敷が、買い物袋や包装紙に代わるものとして見直され始めています。

風呂敷は、買い物袋や包装紙と違って、何度でも利用でき、荷物の大きさや形も問いません。環境大臣やタレントが「もったいない風呂敷」を発表し、話題にもなっています。

このような、ごみの削減に向けての取り組みに積極的に応えることで、少しずつ意識を変えてみてはいかがでしょうか。まずは身近なところからできる環境配慮へご協力をお願いします。



※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

住宅火災から大切な命を守るために



平成18年度 全国統一防火標語

消さないで
あなたの心の
注意の火。

建物火災のうち約6割は住宅火災です。さらに住宅火災で亡くなられた人は、建物火災全体の約9割になっています。日々の暮らしの中で、“火災の危険”を常に意識した行動を続けることが“家族とわが家”を守る住宅防火です。

市消防本部では、住宅防火対策の重要性を理解していただくために、パンフレットや住宅用スプリンクラー設備、住宅用火災警報器、防災物品などの住宅防火に関する展示会を市内のショッピングセンターなどで開催します。

特にことしの6月1日からは住

宅用火災警報器の設置が義務付けられ、一般住宅にも新築は同日から、既存の住宅は平成20年6月1日までに設置が必要です。(本号2・3P参照)

ぜひ、この機会に住宅用火災警報器やいろいろな住宅用防災機器をご覧ください。

展示場所

(各店とも展示期間1カ月)
6月 イオンジャスコ成田店(東町)

7月 イオン成田ショッピングセンター(ウイング土屋)

8月 ボンベルタ百貨店(赤坂)

◆9月以降も展示を予定しています

※くわしくは消防本部予防課(☎20-1591)へ。

国民健康保険 退職者医療制度

会社や役所を退職し、年金受給者になられた人とその扶養家族(配偶者など)の皆さんもう届け出は済んでいますか？

会社や役所を退職して国民健康保険に加入した人が、厚生年金や共済年金を受給できるようになった場合は「退職者医療制度」で診療を受けることになります。これに伴い、その扶養家族も同様となります。

退職者医療制度の財源は、本人の自己負担と保険税のほか、元の職場の健康保険などからの拠出金で成り立っています。退職者医療制度の対象者となっているにもかかわらず届け出がされないと、拠出金で負担すべき医療費分まで国保(市や国・県)が負担することになります。

皆さんの負担を増やさないためにも、対象となったら必ず届け出をお願いします。

◆このような人(家族)が対象です

次の①～③すべてに該当する人が対象です

- ①国民健康保険に加入している人
 - ②老人保健の適用を受けていない人
 - ③厚生年金や各種共済組合などの老齢(退職)年金を受けられる人で、年金への加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上加入している人とその扶養家族
- ※扶養家族とは、退職者本人の直系尊属、配偶者(内縁を含む)と三親等内の親族、または配偶者の父母と子で、退職者本人と生計を共にし、主として退職者本人の収入で生計を維持している人。

◆14日以内に届け出を

年金証書を受け取ったら、14日以内に保険年金課に届け出て、「国民健康保険退職被保険者証」に切り替えてください

◆届け出に必要なもの

年金証書(加入期間の分かるもの)、保険証、印鑑

◆お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、窓口に「国民健康保険退職被保険者証」を提出して受診してください



年金

年金の支払い 振込通知書の発行は年1回です

国民年金、厚生年金、船員保険の年金は、支払い月(偶数月)の15日に希望した銀行などの預金口座に振り込まれます。『振込通知書』は年1回、社会保険庁から毎年6月に発行され、翌年4月までの支払日と金額が記載されています。

ただし、年金の支払額に変更があったときや受け取り先の金融機関を変更したときなどにはその都度通知されます。

なお、郵便局の窓口で通知書と引き換えに現金で受け取りをしている人は、支払いごとに『支払通知書』が送付されます。

『振込通知書』、『支払通知書』については、佐原社会保険事務所(☎0478-55-8887)へ問い合わせてください。

平成18年7月から 国民年金免除制度が変わります

今までの全額免除と半額免除に加え、保険料の4分の1または4分の3の額が免除となる4段階制度(多段階免

除制度)が始まります。

これにより、所得に応じた免除制度を利用でき、保険料が納めやすくなります。

ただし、減額された保険料を納め忘れると免除期間として認められませんのでご注意ください。

